

# なぜ期間社員から派遣社員へ

から派遣社員への転換は、許されません。期間社員を逃れるために、5年経過前に会社が意図的に雇止めを行ったりすることは許されません。期間社員から派遣社員への転換は、

## 脱法行為は許されない

無期雇用転換ルールを逃れるために、5年経過前に会社が意図的に雇止めを行ったりすることは許されません。期間社員から派遣社員への転換は、

現在、日立ジョンソンコントロールズ空調は、期間・パート社員等に対し、派遣会社の面接を受けさせ、直接雇用としての期間・パート社員から派遣社員へ転換しています。なぜ、このようなことをするのでしようか。この背景には「労働契約法」の無期雇用転換ルールがあります。

## 期間の定めのない雇用(正社員)に転換できる

期間の定めのある雇用が、通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換します。通算契約期間のカウントは、平成25年(2013年)4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。

(労働契約法第18条)  
つまり、平成25年(2013年)4月1日の時点より、雇用契約の更新を繰り返している方は、平成30年(2018年)4月1日以降、会社に申し出ることで期間の定めのない雇用に転換することが可能になるのです。

## 同一の派遣先で3年以上働き続けるには？

2015年に改正された労働者派遣法では、同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織に対し派遣できる期間は、3年が限度となります。そこで、派遣元事業主は、派遣労働者の派遣終了後の雇用を継続させるための措置(雇用安定措置)を講じることが必要です。

雇用安定措置としては、①派遣先への直接雇用の依頼、②新たな派遣先の提供、③派遣元事業主による無期雇用、④その他雇用の安定を図るために必要な措置があります。

「②新たな派遣先の提供」の中には、派遣労働者を派遣元事業主が無期雇用とすることにより、3年の期間制限の対象外となり、これまでと同一の派遣先に派遣することが可能となる措置も含まれます。

## 雇用を守ろう

日立ジョンソンコントロールズ空調が雇止めを行い、派遣会社が雇用したこととなります。一定期間働いた労働者を雇止めするためには、社会的に合理的な理由が必要です。

会社から雇い止めの話が来たときには、明確に辞める意志がないことを示すことが重要です。また派遣社員に転換すると、同一職場で働くことができるのは3年間となります。しかし派遣元の無期雇用社員になることにより、派遣先で3年以上働いても、同一職場で働き続けることができます。

だれでも相談できます。ローカルユニオン静岡 (静岡県評内)  
TEL 054-287-1293 e-mail:roudouadv@wave.wbs.ne.jp

日立ジョンソンコントロールズ空調  
と関連会社で働く  
人のネットワーク



2016年12・1月

No. 70

発行：オアシス  
編集委員会  
連絡先：多田義幸  
TEL

090-9121-0602